

「技能職員の勤務労働条件について」
(市従港湾支部 予備交渉議事録)

日時：令和3年9月30日（木） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第9会議室

出席者

(大阪港湾局)

人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

(大阪市従業員労働組合港湾支部) ※以下「市従」と表記

書記長、調査部長、調査担当部長

(局)

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件にかかる予備交渉」を始めます。
- ・ それでは、組合側から申し入れ事項の説明についてお願いいたします。

(市従)

- ・ 要求書案の説明

(局)

- ・ それでは、申し入れ事項についての整理をさせていただきます。
- ・ 本件交渉の議題は、「技能職員の勤務労働条件について」とさせていただきます。要求項目の内、6点目、7点目、8点目、9点目の労働安全衛生に関する事項及び、被服に関する事項について、交渉事項として取り扱いたいと思います。
- ・ その他の項目につきましては、管理運営事項が含まれますことから、交渉事項に該当しないものとして取り扱いたいと考えております。
- ・ なお、申し入れにつきましては、10月8日（金）17時00分から、ATCビルITM棟10階の大阪港湾局第1会議室で行いたいと考えております。
- ・ 出席者につきましては、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局を予定しておりますが、市会開催期間中であることと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点により、人数を変更する可能性もございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ・ 最後に、今後とも、勤務労働条件の変更がある場合は、皆様方と誠意をもって協議を行ってまいりたいと考えておりますので、改めてよろしくお願いいたします。

(市従)

- ・ 支部長以下全執行部9人での出席を考えてはいるが、こちら側も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、人数を変更することがあり得るので、その点はよろしくお願いする。

(局)

- ・ 以上をもちまして、「技能職員の勤務労働条件にかかる予備交渉」を終了します。